

「黒い雨」問題の運動の経緯

牧野 一見

私は国が原爆「黒い雨」降雨地域を被爆地域に指定した1976年には佐伯郡湯来町の日本共産党町会議員でした。その時以来、住民とともに被爆地域拡大を国に求める運動に参加し、広島県「黒い雨・自宅看護」原爆被害者の会連絡協議会（2004年に現在の団体名に改称。以下「黒い雨」連絡協と略します）の結成に参加して、その役員の一人として運動を続け、裁判では原告・弁護団とともに「原爆『黒い雨』訴訟を支援する会」の共同代表の一人として活動してきました。以下に、住民運動の経緯について報告します。

(1) 国は1976年9月に広島原爆の黒い雨宇田降雨図の大雨地域を健康診断特例区域に指定しました。この制度は、指定地域に居た人に健康診断を国費で受診できる健康診断受診者証を交付し、11種の疾病のどれかを患っていれば、医療費を国費で負担する被爆者健康手帳に切り替えることができる制度です。この地域指定に対して、「自分のところも降ったのに降雨図に入っていない。降雨図は正確でない」「なぜ大

雨地域だけの指定か」など、自分の体験をもとにした住民の不満の声が急速に広がりました。そして、市町村長や議会には指定地域の見直しを求める住民の請願書や要望書が出され、議会での論議や首長・議会の県国への陳情行動も行なわれるようになりました。「黒い雨」連絡協はこの住民の声と運動の中から1978年11月に結成され、翌年には厚生大臣への陳情署名2万筆を携えて29名が上京するなど、国や自治体への要求運動が始まり以後今日まで続けられてきました。

(2) 厚生省は1980年に出された原爆被爆者対策基本問題懇談会答申の「戦争による犠牲はすべての国民がひとしく受忍しなければならぬ」「被爆地域の指定は科学的合理的な根拠がある場合に限定して行なうべきである」との方針を、被爆地域拡大の要求を拒否するハードルに使ってきました。「黒い雨」連絡協の要求交渉でも、議会の陳情でも、厚生省は回答の冒頭にこの方針を述べて、地域拡大の要望を突き放してきました。

(3) 1980年以降、黒い雨地域拡大運動の展望が見えない状況が続いていた中で、1987年に増田善信元気象研究所室長が発表した降雨図は、住民の体験を科学的に裏付ける上で画期的な役割を果たしました。増田氏は村上経行「黒い雨」連絡協事務局長との約束で、自費で黒い雨降雨域の再調査を行ない、暫定的な降雨図を1987年に発表し、さらに現地調査や宇田降雨図作成に使われた資料も入手するなどして、最終の降雨図を1988年に発表しました。その雨域は宇田降雨図の小雨域の約四倍の広さで、北は島根県境に及ぶもので、私たち「黒い雨」連絡協をはじめ黒い雨被害者の運動と世論に大きな勇気を、厚生省の被爆者行政に衝撃を与えました。当時の新聞やテレビなどでも大きく取り上げられて国民の関心が高まり、1987年8月に来広した中曽根首相も「科学的合理的根拠があれば指定地域を拡大するのはやぶさかではない」と述べざるを得ませんでした。

(4) 中曽根首相の発言を受けて、広島県と広島市は1988年5月に「黒い雨に関する専門家会議」を設置して調査しました。そして、1991年5月に出された調査報告書では降雨域を宇田図とほぼ同じ広さとし、結論は「黒い雨地域における残留放射

能の残存と放射線による人体影響を認めることはできなかった」というもので、厚生省の基本懇答申に迎合して被害者の要求を切り捨てるものでした。

(5) 2000年の長崎原爆松谷訴訟での最高裁判決をはじめとする原爆症訴訟での相次ぐ原告勝訴判決や、広島救護被爆訴訟での原告勝訴と判決確定、裁判での増田善信氏、矢ヶ崎克馬氏、沢田昭二氏などの科学者の証言が、黒い雨の地域拡大運動にとっても科学的論拠となり追い風となりました。

3名の学者の主張は、黒い雨やチリ・ホコリが政府の指定地域よりも広範囲に降下したことや、それらを浴びて内部被曝したことでの人体への影響を認めるもので、救護被爆訴訟での原告勝訴や、原爆症の認定基準見直しにつながりました。「黒い雨」連絡協は、発行した冊子でもその論文を紹介して普及し、国や広島市・県にもその知見や判決内容を尊重するよう求めてきました。

(6) 2002年に長崎原爆では爆心地から12kmの同心円内で被災した人に第2種健康診断受診者証(体験者手帳)を交付する制度が制定されました。同年、広島市は1万人を対象にしたアンケート調査を行ない、その結果を2004年に発表して、厚労省に地域拡大を要望しました。しかし厚労省は「科学的調査とは言えない」と却下しま

した。「黒い雨」連絡協は国の態度を批判するとともに広島市・県に再調査を要望してきました。

(7) 2008年に広島市が実態調査を行なうことになり、「黒い雨」連絡協は広島市・県と幾度も交渉して、調査内容についての提案を行ないました。1つは、調査が第2種健康診断受診者証制度を要望する内容になつていたので、第1種健康診断受診者証制度の地域拡大を要望するものに変更するように求め、広島市の担当課は質問項目の一部修正などに応じました。2つ目は、調査が広島市域だけになつていたので、安芸太田町や北広島町を県の調査で行うように求め、県の担当課は「議会との関係で困難」と言いながらも予算を組み調査をしました。交渉中に広島市の担当課長が「宇田降雨図が正しい」と回答したために、「黒い雨」連絡協は湯来町と可部町綾ヶ谷でそれぞれ被害者約40人参加の集会を開いて証言を聞いてもらった結果、課長は「認識が変わりました」と回答する一幕もありました。この調査は約4千万円の予算をかけて行われ、「原爆や黒い雨体験の有無と体験内容」「心理的健康状態」「現在治療中の病気」などを聞くアンケートを約3万6千人に送り、約2万7千人から回答があり、そのうち71〜80歳の回答者869人には面談をし

て聞き取りも行なわれました。2010年に発表された調査結果では、住民の証言をほぼ反映した国の指定地域の6倍の広さの降雨図(大瀧図)が作成され、「未指定地域住民は被爆者に匹敵する健康不良状態にある」との報告書が出されました。

(8) 2010年3月日本共産党仁比参院議員が予算委員会で大妻厚労大臣に指定地域の見直しを迫り、広島市・県の調査報告書の検討会の設置を約束させました。

7月には県と大滝降雨域内の3市5町の首長が連名で、全降雨域を健康診断受診者証の指定地域にすることを求める要望書を政府に提出し、市町の議会も意見書を提出しました。「黒い雨」連絡協は代表12名が6350筆の署名を持参して厚労省交渉を行ないました。

(9) 2010年12月、厚労省は広島市・県の実態調査報告書を審議する「検討会」を発足させ、12年7月まで審議しました。「黒い雨」連絡協は8回の検討会に毎回複数名の傍聴団を派遣し、事務局との交渉も4回行って「現地調査と被災住民の意見聴取を」、「原爆症、救護被爆訴訟の判決や証言を資料に」「福島原発事故後の放射線被曝についての国民の知識に耐えうる判断を」などを求めました。しかし、検討会と事務局はこれに耳を貸さず、広島の現地

には一度も来ず、資料は残留放射能調査報告書や内部被曝を否認する学説など従来の政府見解に偏ったものばかりでした。また、8人構成の検討会には気象学者や放射線物理学者は一人も含まれておらず、毎回の会議で欠席者があり、とても被害者の立場に立った論議が望めるものではありませんでした。その結論は、「広島市・県の調査結果では降雨域の確定は困難であり、放射性降下物が存在した根拠は見出せず、放射線による健康影響の根拠とならない。」と被害住民と県市町の要望を否認するものでした。

(10) 2011年6月16日松井広島市長が被爆者との面談の際「黒い雨とか何とかでね、わしは被爆じゃけえ医療費まけてくれとかね、広げてくれとかね、悪いことじゃないんですよ。でも死んだ人のことを考えたら、そんなに簡単に言える話かなと思えますけどね」と発言したことが新聞報道されました。

私はこの発言を「黒い雨」連絡協への不当な攻撃ととらえ、その日に抗議文を持って市役所に出向き、市長の面会を求めまし

た。抗議文では「この発言は同じ原爆被害者を死者と生存者に分断して、生存者に我慢を押しつけ、国際法違反の核兵器を使用した米国政府と戦争を長びかせた日本政府をを免罪する逆立ちした議論であり、被爆地ヒロシマの心がわからない首長失格の発言と言わざるを得ない。」と述べ、その撤回と謝罪を求めました。日本被団協も「広島市長の発言とは信じ難い、非情な見識のない発言。全国の被爆者は満身の怒りを込めて撤回を求める」との談話を出しました。広島市議会の3つの会派も「上から目線の発言は許しがたい」「心からの謝罪を」などの抗議文を提出しました。しかし、市長は「黒い雨」連絡協とは面会せず、部長が面会して「申し訳ありません」と答えるだけでした。その後の報道陣の取材にも「撤回の必要はない。趣旨を理解してもらえずむつとして」などと発言をしました。

そして、2014年10月に「黒い雨」連絡協の総会である臨時の代表者会議を開いて、集団訴訟の方針を提案して承認を得ました。

20名の原告団を組織する目標で準備を始め、地域の会ごとの説明会を行いました。原告登録者は14年12月末で20名を超え、陳述書や被爆者手帳申請書作成には大学生ボランティアなどの支援も受けるなどして、2015年3月の被爆者手帳申請者は42名になり、同年11月4日の広島地裁への集団訴訟提訴では64名が訴状を提出、その後も増えて原告は88名に広がりました。

原爆「黒い雨」訴訟を支援する会が提訴と同時に結成され、毎回の法廷を満席にするための傍聴や22回のニュースの発行と会員への送付、訴訟費用の援助などで黒い雨訴訟を支えてきました。

弁護士は、同じ被爆者援護法1条3号の解釈をめぐる裁判である「救護被爆」訴訟で、2009年3月に原告全面勝訴の広島地裁判決を勝ち取り、市長の控訴断念で原告7名全員に被爆者健康手帳を交付させた実績のある弁護士5名を含めた、8名の強力な布陣で構成されました。

2021年9月4日
（まきの・かずみ／広島県「黒い雨」原爆被害者の会連絡協議会事務局長）

